

一般社団法人日本有病者歯科医療学会 認定歯科衛生士制度 規則

第 1 章 総 則

第 1 条 本制度は有病者に必要とされる歯科医療を提供するための知識、臨床経験を有する歯科衛生士を養成することにより、歯科医療の立場から有病者の健康を増進することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために（一社）日本有病者歯科医療学会（以下「学会」という）は、認定歯科衛生士制度規則に基づく日本有病者歯科医療学会認定歯科衛生士（以下「認定歯科衛生士」という）の専門審査のための制度（以下、「本制度」という）を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 認定委員会

第 3 条 学会は第 3 章に規定する認定歯科衛生士ならびに第 5 章に規定する研修施設の資格審査と本制度の運用を適正に行うために認定委員会を置く。

第 4 条 認定委員会は、定員若干名の委員をもって構成する。

- (1) 委員は本学会指導医でなければならない
- (2) 委員の任期は 2 年間、半数交替制とし、再任を妨げない。
- (3) 委員長及び委員は理事長がこれを指名する

第 5 条 認定委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- (1) 認定委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる

第 3 章 認定歯科衛生士申請者の資格

第 6 条 認定歯科衛生士の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有する者
- (2) 第 4 章 第 8 条に規定する認定研修内容を満たした者
- (3) 認定歯科衛生士申請時において、学会会員資格を有する者

第 4 章 認定研修

第 7 条 認定研修は、認定歯科衛生士として有病者に必要とされる歯科医療において必要な知識および技術を修得することを目的とする。

第 8 条 認定研修は次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、(1)、(2)について別に定める。

- (1) 研修施設において、本学会指導医のもとで 3 年以上有病者に必要とされる歯科医療に従事すること、またはこれと同等以上の経歴を有すると認められること

- (2) 本学会が主催する学術大会及び研修会に参加すること
- (3) 医療機関が開催した参加型 一次救命処置(BLS)講習を受講していること

第 5 章 認定研修歯科診療施設

第 9 条 研修施設は、日本有病者歯科医療学会認定医制度において認定された学会認定研修歯科診療施設とする。

第 6 章 申請と登録

第 10 条 認定歯科衛生士の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第 11 条 認定歯科衛生士の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験および口頭試問（以下「試験」とする）を課する。試験は認定委員会がこれを行い、別に定める試験施行要綱に準ずる。認定委員会はその結果に基づき認定歯科衛生士資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。

第 12 条 認定歯科衛生士の認定登録および認定証の交付は、本学会の認定歯科衛生士制度規則に則してこれを行う。

第 7 章 資格の更新

第 14 条 認定歯科衛生士は 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。認定歯科衛生士の更新時は学会認定研修歯科診療施設に従事していること。

第 15 条 認定歯科衛生士の更新に当たっては、認定期間 5 年の間に別に定めるすべてを満たさなければならない。

第 16 条 認定歯科衛生士の資格更新の認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第 17 条 認定歯科衛生士の更新の審査は認定委員会が行い、理事会が認定する。

第 18 条 資格更新認定を受けた者は別に定める登録申請を行う。学会は申請に基づき継続登録を行い、認定証を交付する。認定歯科衛生士の更新は、本制度に則して学会が認定し、本学会が登録を行う。

第 8 章 資格の喪失

第 19 条 認定歯科衛生士は、次の各号に該当するとき、認定委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科衛生士の免許を喪失したとき

- (3) 学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 第 7 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- (5) 認定委員会が認定歯科衛生士として不適當と認めたとき

第 20 条 研修施設は、次の各号に該当するとき、認定委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 研修施設の必要条件を欠いたとき
- (2) 第 7 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- (3) 認定委員会が研修施設として不適當と認めたとき

第 9 章 補則

第 21 条 認定委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 22 条 第 6 章及び第 7 章に定める審査料等については別に定める。

第 23 条 認定歯科衛生士の資格の適否の審査は原則として年 1 回とする。

第 24 条 認定歯科衛生士および研修施設の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定委員会に届け出なければならない。

第 25 条 提出された申請書類の内容については、その受領とともに学会に守秘義務が発生するものとする。

第 26 条 本規則の実施に当っては、施行日より、平成 33 年 9 月末日までの暫定期間を設けるものとする。暫定期間内においては、別に定める暫定措置の細目に基づき本制度を運用するものとする。

第 27 条 本規則の変更は理事会の議を経て、代議員会及び総会の承認を必要とする。

付 則

この規則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。